

山口県公立大学法人評価委員会（第11回）の審議要旨

- 1 日 時 平成21年8月6日（木） 14:00～15:30
- 2 場 所 山口県庁共用第2会議室
- 3 出席委員 牛見委員長、久保田委員、呉委員、小林委員、松浦委員（50音順）

4 報告事項

山口県公立大学法人評価委員会（第10回）の審議要旨

5 審議事項

- (1) 平成20年度に係る法人の業務の実績に関する評価について
- (2) 平成20年度に係る法人の財務諸表等について

6 審議要旨 [● 委員 ◇ 委員長 □ 法人 △ 県]

- (1) 平成20年度に係る法人の業務の実績に関する評価について

- 評価委員会の評価は、法人の自己評価どおり（「中期計画の進捗は概ね順調」（「標準」のB評価））でよい。

法人の自己評価は、「標準」のB評価であるが、内容の伴っているB評価であると思う。人事評価制度の導入については、2点評価が続いているが、中期計画の達成に支障が出ているという状況ではないし、引き続き努力されるよう期待したい。

107の評価項目の採点とレーティングを行って、評点を算出しても、県立大学の業務実績のすばらしい面を言い表せていないものがあると感じる。

例えば、地域貢献費は今年度を含め4年間で予算額が1億円を超え、県政に対する貢献は大きい。県政への貢献が大きいと言うことは、第二次中期目標期間の運営費交付金の総額が上がらないまでも、下がらない要素になるのではないか。

また、特色ある取組が、評価項目の全体的な平均点を算出するという評価方法の中では、薄らいでいくことを感じる。

- 評価書素案は、前回の委員会での委員の意見がよく反映されている。

法人化当初より理事長の強いリーダーシップが発揮され続け、かつ、教職員等の一体的な取組により法人化後、飛躍的な前進を遂げ、すばらしい大学を創り上げられたと感じる。引き続き、大学が飛躍されることを祈念する。

- 評価書素案は、簡潔にわかりやすくとりまとめられている。

数値化された評価方法では、質的な評価は難しいが、質的にもすばらしい実績を積み上げている。

- 人事評価制度の導入と外部資金の安定的獲得に今後頑張っていたいただきたい。
- 評価書素案では、法人においては、キャンパス移転に向けた整備構想案を年内に策定するべく作業が進められているとあるが、キャンパス移転に向けては、単に「整備構想案」の策定にとどまらず、20年、30年先を見据えた、もっと長期的なビジョンに立った「将来構想案」の策定が必要ではないか。
- 施設というハードに関する将来計画は、ソフトに関するビジョン、構想があることが前提である。

法人としてとりまとめる構想案は、県立大学の将来像、ビジョンを前提として、それを実現しうる施設計画という形でとりまとめていきたいと考えている。

公立大学法人の施設整備は、県で実施していただくことになるので、実際に整備をするまでに策定をする最終的な将来ビジョンは、次年度以降、県と法人とで一緒になって、また、県民の皆様の意見もお聞きし、肉付けをしながら、作成するものと考えている。

したがって、12月までにまとめる構想案は、あくまでも大学として望んでいる将来像、ビジョンと、それを実現するための施設整備に関する計画案である。
- △ 法人の設立団体である県としては、県立大学で、年内を目途に策定される構想案を受けて、その推進に向け、具体的な支援策について、しっかり検討を進めていきたいというのが、キャンパス移転に対する現時点での基本的な考え方である。
- ◇ 評価書素案における「キャンパス移転に向けた整備構想案」の表現については、再度、事務局で検討いただき、最終的な決定については、委員長に一任していただくことでよろしいか。

《各委員了承》

- ◇ また、この部分を除き、当委員会の評価書の原案は、今回提示された素案のとおりとすることでよろしいか。

《各委員了承》

(2) 平成20年度に係る法人の財務諸表等について

- 監査法人による監査報告での指摘事項はなかったか。

□ 監査法人による監査においては、監査の結果は適正であるとの報告書をいただいている。

ただし、電算システムの運用方法等について責任をもって行う部署が明確になっていないことから、それぞれの関係部署で行っている各構成システムの運用・管理の一元化を含め、責任部署の明確化を検討されたいという助言をいただいている。

なお、法人は、非常に小さい組織であるので、電算システムを一元化する管理部署を新たに設けることは負担も大きいと推測されることから、中長期的な観点から検討いただきたいとのことであり、法人としても、すぐというわけにはいかないが、今後検討していきたいと考えている。

◇ それでは、財務諸表等の承認に関する当委員会の意見案をまとめたい。承認することについて異論はないように思うので、財務諸表、剰余金の繰越は、法人の申請どおり承認することが適当と認めるということによろしいか。

《各委員了承》

(3) その他

本日の審議事項に関わる今後の手続は次のとおりとするものとされた。

- ① 評価書については、評価書原案に対する法人の意見申し出の機会を付与する手続を経て確定すること
- ② 財務諸表等に関する意見は、評価書の確定にあわせて確定すること
- ③ 今後法人の意見申し出を踏まえて行う評価書の確定、財務諸表等に関する意見の確定は、評定（段階評価）に影響がない範囲の修正であれば、委員長一任とし委員会は開催しないこと

以 上